

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
地域文化施設英会話講座運営事業委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団は区民の文化の高揚と地域コミュニティの交流・振興に寄与するため、昭和57年に設立された。現在は江東区の指定管理者として、江東区文化センターをはじめ、13施設の管理・運営を行っている。

地域文化施設（江東区文化センター、地域文化センター6館・総合区民センター）では、特に生涯学習の場の提供として講座事業に注力しており、英会話講座は設立当初より講座の柱として継続的に開催している。国際理解、国際交流の観点から、外国人とのコミュニケーション能力の向上を目指し、初心者、初級（基礎）、中級、上級、それぞれのレベルに合った「レベルアップコース」と、テーマに基づいた「単科コース」を設定し、区民のニーズに応えるクラス編成を取っている。

より質の高い講座事業を推進するために、公募型プロポーザルにより業者を選定し、英会話講座運営を委託することとする。

2 業務の概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (2) 履行期間 2023年4月1日から2024年3月31日まで
ただし業務実績が良好かつ仕様の大幅な変更がない場合、契約を2回まで更新することができる
- (3) 事業規模 開講予定講座：主催講座15講座、提携講座20講座
主催講座予定委託費（上限額） 8,640,000円（消費税込）
提携講座受講料総額（上限額） 14,186,000円（手数料その他含む）
※提携講座については、歩合制による
【参考】2019年度提携講座受講料実績：13,067,500円（17講座）
2020年度提携講座受講料実績：10,207,150円（21講座）
2021年度提携講座受講料実績：9,555,500円（18講座）
※2019年度、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止による講座中止分(返金分)も含む

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと
- (3) 法人税・住民税及び事業税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと
- (5) 東京都内に本社または営業所等があること

4 スケジュール(予定)

- (1) 実施要領の公表期間
2022年3月10日（木）～2022年3月25日（金）
- (2) 質問受付期間
2022年3月10日（木）～2022年3月17日（木）午後5時まで
- (3) 質問回答日
2022年3月22日（火）
- (4) 参加表明書の提出期限
2022年3月25日（金）午後5時
- (5) 企画提案書等提出期限
2022年3月31日（木）午後5時
- (6) 第一次審査（書面）
2022年4月中旬
- (7) 第二次審査（プレゼンテーション）
2022年4月下旬
- (8) 第三次審査（レッスン見学）
2022年5月中旬
- (9) 最終選定結果通知
2022年5月下旬

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ① 公募期間：2022年3月10日（木）～2022年3月25日（金）
 - ② 公募方法：江東区文化コミュニティ財団情報紙カルチャーナビこうとう並びにホームページにて公表
- (2) 質疑・回答
 - ① 質問受付期間：公募開始～2022年3月17日（木）午後5時まで
 - ② 質問方法：質問書【様式2】を電子メールにより下記担当部署まで提出
 - ③ 回答日時：2022年3月22日（火）
 - ④ 回答方法：質問への回答は江東区文化コミュニティ財団 HP (<https://www.kcf.or.jp/koto/>) に掲示し、個別の回答は行わない
- (3) 応募書類の提出
 - ① 提出期限：参加表明書【様式1】・・・2022年3月25日（金）午後5時
企画提案書等・・・2022年3月31日（木）午後5時

※提出期限後に到着した書類は無効とする

② 提出方法：持参（午前9時～午後5時）または郵送

※持込み先は、「10」の担当部署まで

3月28日（月）を除く（定期休館日のため）

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、スケジュール及び選定方法に変更が生じる場合は、担当者より連絡する

6 応募書類

(1) 参加表明書【様式1】・・・1部

(2) 企画提案書（任意様式）・・・正本1部、副本11部

・「(別紙) 提案事項」の内容を必ず含んだものを作成すること

・正本には【様式4】、副本には【様式5】の表紙をつけること

・A4縦版・横書き・両面印刷 16ページまで（ただし表紙は含まない）

・文字のサイズ、フォント及び印刷方法（白黒・カラー）は指定しない

・図や表の挿入は可

※真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推できるような事項を記載しないこと

※表紙を除き社名、担当者名等、提案者名が特定できる表現を記載しないこと

(3) 価格提案書（見積書）・・・1部

・任意様式とする

・あて先は「江東区文化コミュニティ財団事務局長」宛で作成すること

・金額は税抜で1時間当たりの金額及び年間の合計額を表示すること

(4) 定款またはこれに代わるもの・・・1部

(5) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記等。法人税確定申告書と一緒に税務署に提出済のもの）・・・1部

（例：3月決算の場合 2021年3月期、2020年3月期、2019年3月期）

(6) （法人税確定申告書提出前の）直近期の試算表・・・1部

（例：3月決算の場合 2021年4月～2022年2月）

(7) 法人税・法人事業税・消費税・地方消費税の滞納がないことの証明・・・1部

※発行日から3ヶ月以内のもの

(8) 同種業務の実績確認のため、同種業務の契約書の表紙及び完了届

※提出期限については、「4 スケジュール」のとおり

7 選定・評価方法

(1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 評価方法

企画提案書・価格提案書・ヒアリング及びプレゼンテーション・レッスン見学について、評価基準に基づいて、評価する

① 第一次審査

応募書類の書類審査を行い、第二次審査の対象となる3～5事業者を選定する
審査結果は応募した全ての事業者に電子メールで連絡する

② 第二次審査

第一次審査を通過した事業者によるプレゼンテーションを実施し、プレゼンテーション及び応募書類により審査を行う
実施日・方法等は別途通知する

③ 第三次審査

第二次審査を通過した事業者主催のレッスンを現地にて見学し、見学結果及び応募書類により審査を行う
実施日・方法等は別途通知する

(4) 候補者の選定方法

① 失格者を除いた者の内、(3)の総合点(第一次審査・第二次審査・第三次審査の合計)が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する

② 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する

金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する

③ ①、②に関わらず、総合点が著しく低い場合は、候補者として選定しない

(5) 選定結果の通知

候補者選定後、第三次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を郵送で通知する

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする

① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

③ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ 応募資格を満たさなくなった場合

⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区文化コミュニティ財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで委託契約を締結する

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した

辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする

9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式3】により届け出るものとする
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1社につき1提案に限る
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区文化コミュニティ財団から指示があった場合を除く
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区文化コミュニティ財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション、レッスン見学等に要する経費は、提案者の負担とする
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする
- (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、公益財団法人江東区文化コミュニティ財団情報公開規程に基づき公開することがある
- (8) 本業務の実施及び予算額については、令和5年第一回区議会定例会における2023年度当初予算が可決された場合並びに公益財団法人江東区文化コミュニティ財団理事会の決議及び評議員会の承認を受けた場合において有効とするため、中止または変更となることがある。また、2024年度及び2025年度において委託継続となった場合の委託契約金額は、当初提案額を上回ることはない(ただし開講講座数による金額の変動は除く)

10 担当部署

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 江東区文化センター管理事務所

所在地：〒135-0016 江東区東陽4-11-3

TEL：03-3644-8111

FAX：03-3646-8369

E-mail：koto_eikaiwa2023@kcf.or.jp